



カトリック中央協議会  
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会 報

《2012年11月号（496号）》

目 次

報 告	
・ 常任司教委員会 .....	1
・ 「司牧の手引き」 編纂特別委員会 .....	3
・ 典礼委員会 .....	3
・ 諸宗教部門 .....	5
・ 難民移住移動者委員会 .....	6
・ 正義と平和協議会 .....	6
・ 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会 ...	7
・ HIV/AIDS デスク .....	8
・ 中央協議会事務局（総務） .....	9
公文書 .....	10

常任司教委員会

■9月定例常任司教委員会

日 時 2012年9月6日（木）10：00－15：00  
場 所 日本カトリック会館 会議室2  
出席者 委 員 7人  
事務局 8人

## 報 告

### 1. 駐日教皇庁大使館・新任参事官着任について

2012年7月1日付で駐日教皇庁大使館一等書記官に任命された、Msgr. Hrvoje SKRLEC(ヘルヴォイエ・シュクルレツ) 師の着任通知が届いた。

### 2. 日本聖書協会・聖書新翻訳事業第6回検討委員会・第2回全体会議参加について

8月22日-23日に開催された日本聖書協会・聖書新翻訳事業第6回検討委員会と第2回全体会議に参加した高見三明大司教から会合内容の報告が行われた。検討委員会では、懸案となっている訳語の検討や書名の検討が行われた。全体会議では司教協議会から提案した「カトリックの典礼における朗読を考慮した聖書の翻訳について」の講演を行い、今後、翻訳にあたってこの提案を参照することが確認された。

### 3. カトリック教会敷地内における警察官による捜査に関する要請書に対する返答送付について

貝塚教会敷地内での令状なしの警察官捜査に対して司教協議会会長から要請した文書を受けて、警視庁から全国の警察に今後の対応に関する注意の通達文書を送付したとの連絡が7月12日付であり、通達要旨が池長会長あてに送付された。

### 4. FABC 神学関係局会議について

2012年4月23日-28日に開催されたBITA IVとFABC神学関係局の会議に参加した櫻井尚明師から報告書が届いた。

### 5. 日本カトリック信徒宣教者会の法人化について

司教協議会の公認団体である信徒宣教者会理事長より、2012年3月21日に法務局への登記を行い、「一般社団法人日本カトリック信徒宣教者会」となった通知が届いた。それに伴い、定款も一部修正が加えられた。

### 6. 東日本大震災に関するカリタスジャパンの対応について

東日本大震災にあたっての、現在までの募金状況と活動状況がカリタスジャパン・菊地 功司教から報告された。8月31日現在のカリタスジャパンへの募金は、723百万円、国際カリタスからの募金が632百万円で計1355百万円、援助金支出は、863百万円となった。

### 7. 中央協議会の口座に入金された義援金について

8月31日現在、中央協議会の口座に入金された東日本大震災関連の義援金とその使途に関する報告が行われた。義援金総額は73,350,693円、支出合計は、23,529,035円、残高は49,821,658円となった。

## 審 議

### 1. 「信仰年」にあたっての司教団メッセージについて

常任司教委員会の諸意見に基づき修正を加えた「信仰年」にあたっての司教団メッセージ案を10月開催の特別臨時司教総会に諮って確定する。

### 2. 第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会からの報告と提案について

第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会から常任司教委員会に提出された、同改訂訳発行までの諸事項を承認した。なお、「第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳」の作成状況と発行までの手順は2012年度特別臨時司教総会で報告する。

### 3. 教皇庁組織の役職名の邦訳について

教皇庁組織の省庁・評議会の“Secretary”“Undersecretary”の役職の邦訳表記については、「局長」「次長」から「次官」「次官補」に変更する。

### 4. 2013年度司教協議会活動方針について

日本カトリック司教協議会2013年度活動方針を常任司教委員会として承認し、10月開催の特別臨時司教総会で報告する。

### 5. 2012年度特別臨時司教総会内容について

10月5日(金)に開催予定の2012年度特別臨時司教総会の取り扱い事項の内容を確定した。

## 「司牧の手引き」編纂特別委員会

### ■『司牧の手引き』編纂特別委員会

日 時 2012年8月29日(水) 13:00-16:00  
場 所 カトリック広島司教館 集会室(広島市)  
出席者 5人

#### 報 告

1. 定例司教総会報告(2012年6月)  
詳細は『会報』8月号、定例司教総会報告参照。
2. 『司牧の手引き・婚姻』の改訂作業進捗状況について
3. 『司牧の手引き・葬儀』の編纂作業進捗状況について
4. 『司牧の手引き・ミサ』について

#### 審 議

1. 『司牧の手引き』の性格について  
『司牧の手引き』の編纂作業にあたって必要な共通認識を委員長が確認する。
2. 改訂・編纂作業に伴う要検討事項について
  - ・共同宣教司牧などで、婚姻における主任司祭と同じ権限を持つ司祭について、教区ごとに事情が異なる内容をどのように明確化できるか整理する。
  - ・聖体拝領についての規定が正確に共有されるよう説明の充実を図る。
  - ・「葬儀」についてはシンボルの取り扱い方を再検討する。
3. 次回定例会までの作業について
  - ①今回チャート化された案について内容の充実を図る。
  - ②『司牧の手引き・婚姻』序文を作成する。
  - ③「権能委任書」の説明文追加と「権能委任書」の言葉について教会行政法制委員会に確認する。
  - ④『司牧の手引き・ミサ』の発行日を典礼委員会に確認する。なお、葬儀については『司牧の手引き』の位置づけが定まるまで保留とする。

## 典礼委員会

### ■定例会議

日 時 2012年9月3日(月) 9:00-11:30  
場 所 御聖体の宣教クララ修道会 軽井沢修道院(長野・北佐久郡)  
出席者 8人  
欠席者 3人

#### 審 議

1. 2012年度全国典礼担当者会議について  
本会合に引き続いて行う全国典礼担当者会議のプログラムを確認し、開会に際して行うことばの祭儀の内容を検討した。
2. 『典礼憲章』改訂訳の用語について  
改訂作業中の「第二バチカン公会議文書」の校閲者から、『典礼憲章』の改訂訳に関して指摘を受けた箇

所について検討した。

3. 修道会固有の典礼式文の校閲方法

2012年度定例司教総会で確認された、修道会固有の典礼式文の校閲方法について検討した。校閲方法については、委員長名で男女修道会連盟を通して手紙で知らせる。なお、すでに教皇庁の認可を得ている式文は校閲の対象外とする。

4. 葬儀ミサを行うことができる日の規定

「司牧の手引き」の葬儀版との関連で、葬儀ミサを行うことができる日の規定について確認した。現行の『葬儀』緒言6では、葬儀ミサを行うことができない日として聖木曜日が明記されていないことから、誤解が生じる可能性があるため、将来の改訂の機会には「ローマ・ミサ典礼書の総則」380の表現に合わせることを確認した。

5. 新祝日「永遠の大祭司わたしたちの主イエス・キリスト」(仮称)の日本での扱いについて

2012年7月23日付の典礼秘跡省「教令」で定められた、聖霊降臨の主日後の木曜日に祝われる掲記祝日の日本での取り扱いを検討した。検討結果を常任司教委員会に報告する。

6. 『教会暦と聖書朗読 2013年度』について

掲記書籍に関する出版部からの提案・疑問点について検討した。検討結果を出版部に伝える。

次回定例会議 2012年11月12日(月) 10:00-15:30 日本カトリック会館

## ■2012年度全国典礼担当者会議

日時 2012年9月3日(月) 14:30-5日(水) 12:00  
場所 御聖体の宣教クララ修道会 軽井沢修道院(長野・北佐久郡)  
テーマ 典礼への参加  
出席者 32人  
欠席者 3人

### 内 容

第2バチカン公会議開幕50周年にあたり、典礼刷新の爽りの中から「典礼への参加」をテーマに、当時、典礼刷新に着手した教会の熱意がどのように形になり、わたしたちに提示されたのか、典礼への参加を促すために司牧の現場ではどのような指導や工夫が行われているのか、また『典礼憲章』とその後の典礼に関する公文書から「参加」をどのように読み解くことができるのか、これまでの実践をふまえ今後どのように取り組むべきかなど、「典礼への参加」の過去・現在・未来についてともに考えた。

#### <9月3日>

本委員会の活動報告を行ったのち、「典礼への参加」の教区内での取り組みが3教区から紹介された。横浜教区は、信徒の参加を促すために教区が組織的に体制を整え、研修会や施設整備を通じた取り組みを行っていることを紹介した。大阪教区は、阪神大震災を機に「ともに祈る心」が目覚め、信徒が自主的に典礼の学習会を発足させ、充実させながら継続していること、それによって信徒が典礼に参加するという自覚が促されている事例を紹介した。長崎教区は、教区典礼委員会が信徒向けに行ってきたさまざまな研修会やプログラム(朗読奉仕者、共同祈願、生け花による典礼表現など)を紹介した。その後、参加者間で意見や情報の交換を行った。

#### <9月4日>

##### I 「典礼参加の思想の歩みー『典礼憲章』を生かすために」(石井委員)

19世紀以降、欧米の教会で活発になった典礼運動とその指導者たちの思想に基づいて、第2バチカン公会議による典礼刷新と信徒の充実した行動的参加の背景となる思想が紹介された。

##### II 「典礼刷新と日本の教会」(國井顧問委員)

『典礼憲章』の邦訳出版後、司教団の中に発足した典礼委員会や国語典礼文起草委員会の活動、なら

びに各典礼書の翻訳作業について、当時の国内外の教会および司教団の雰囲気を変えて紹介された。

### Ⅲ 『典礼憲章』とその後の公文書に見る典礼参加（宮越秘書）

「行動的参加」をキーワードに、第2バチカン公会議前を含め、教会公文書が典礼への参加をどのように扱ってきたかを紹介し、特に信徒の典礼参加についての教会の姿勢を確認した。

各プレゼンテーションに続き質問や意見交換を行った後、典礼参加に関する各教区の取り組みや課題が報告された。

<9月5日>

10月11日から始まる「信仰年」について、司教団としての取り組みがどのように検討されているかを梅村委員長が報告した。その後、秘書がCaeremoniale Episcoporum（司教儀典書）規範版に基づき、司教司式の典礼での留意点を紹介し、質疑応答を行い、全日程を終了した。

## 諸宗教部門

### ■ シンポジウム「宗教者の使命 —自死をめぐって—」

日 時 2012年9月17日（月）14:00—17:00

場 所 カトリック大名町教会（福岡教区）

参加者 約100人

出席者 8人

昨秋、都内で行った、宗教者が「自死」について語り合うシンポジウムを、今年は福岡で開催した。第一部では、4人のパネリストがそれぞれの宗派による「死」「生きること」の見解について、具体的な発題を行った。一人目の三橋 健師は神道の考えから、人間のいのちは神から「よさされている」（預けられている）ものだと紹介し、神の深い信頼とのつながりを考慮すれば、それを不正に用いることなく人生を全うする大切さを知るだろう、と指摘した。続く中山義紹師（曹洞宗）は、自死に向かう要因として価値観の喪失による存在の不安が挙げられるとし、本人や遺族に対して、「今を生きる」ことを伝えていくのが宗教者としての使命ではないか、と言及した。三番目の井上博隆師（浄土真宗）は、自身の行き詰まった経験の中でのさまざまな宗教者との出逢いを通して、信仰心が苦難を乗り越え、生きる力になったという確信を分かち合い、宗教を信じる国では自死者が少ないとの国際機関のデータによってその裏付けを行った。最後に宮原司教が福岡教区内の各県で自死者が多いとのデータや、新旧教会法典における自死者の葬儀についての言及の変化を紹介した。そして、カトリックの教えとして神を中心とするあり方の中でいのちを考えることが大前提にあると述べ、とくに司教団発表の『いのちへのまなざし』『二、自殺について』の、「わたしたちは神に心をあげ、すべてをご存知の神の手の中にゆだねることを勧めます。」以下が励ましとなることを示唆した。

それを受けて行われた第二部の質疑応答では、会場からも真摯な問いかけがあり、宗教の違いを超えて「いのち」を尊ぶ姿勢の共有がなされた。

## 難民移住移動者委員会

### ■AOS(船員司牧)全国会議 in 東京

日 時 2012年9月3日(月)13:00-4日(火)15:00  
場 所 ホテルマリナーズコート東京(東京・中央区)  
参加者 24人  
出席者 3人  
テーマ 「Stella Maris 海の星 ～私たちの新しい挑戦を見守ってください」

プログラム ・松浦悟郎司教の講話「苦しみ、悲嘆と宗教 ～3.11の大震災を目の当たりにして～」  
・増島忠弘さん(伊勢三河湾水先案内人)の講演  
・ミシェル・レヌー師(パリ外国宣教会)の北九州港での活動報告  
・八木健太郎さん(三陸とれたて市場代表)の講演  
・各港の活動報告、分かち合いなど  
・東京港見学

### ■ブラジル人司牧者・協力者の集い

日 時 2012年9月11日(火)12:30-13日(木)12:00  
場 所 日本カトリック会館 マレラホール  
参加者 25人  
出席者 1人

プログラム ・各教区の報告、教会のガイドラインの話し合い  
・WYD リオ大会について報告、若者の養成・司牧について話し合い  
・新興宗教に関する問題  
・2013年度の日程と新コーディネーター選出

## 正義と平和協議会

### ■事務局会議

日 時 2012年9月12日(水)10:30-12:00  
場 所 日本カトリック会館 会議室4  
出席者 5人

### 報 告

1. 「いまずぐ原発の廃止を！」(司教団メッセージより)をデザインしたのぼり、うちわを製作した。今後広く活用するために、グッズを企画したい。
2. JP 通信連載を見直し、新年度より新しい企画を考えている。
3. 10月16日から18日までフィリピンで行われるエキュメニカル・ビショップ・フォーラムに押川壽夫司教が参加する。

## 審 議

### 1. 定例会議、タークソン枢機卿懇談会について

11月9日（金）の定例会議と共に行われるタークソン枢機卿（教皇庁正義と平和評議会議長）との懇談会の内容を検討した。

### 2. 2013年度活動計画

- ・来年度は全国大会は開催しない。各地でスタディツアーを計画する。
- ・冊子の発行（内容は奄美大島におけるカトリック迫害について）

### 3. 全国会議（2013年2月）の検討

## 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

### ■事務局会議

日 時 2012年9月1日（土）15:00-17:00

場 所 在日本韓国YMCA 会議室（東京・千代田区）

出席者 カトリックから1人

## 審 議

### 1. 改定入管法（改定法）実施2カ月後の諸問題

#### ①法務省

ア) 2009年国会で付けられた「検討事項」「配慮事項」を無視し、法実施を強行

- ・超過滞在などの非正規滞在者に対して、仮放免期間の短縮、仮放免を認めないなどの追い出し策を進めている。
- ・入国者収容所でハンガー・ストライキが続いている。

イ) 外国人当事者に対する広報と周知がなされていない。

とりわけ永住者56万人の場合、2015年7月までに外国人登録証（外登証）から在留カードの切り替えをしなければならないが、このままでは大量の法違反者が出てしまう。

#### ②総務省

ア) 各自治体が作成して本人に送付した「仮住民票」が6%－10%近く戻ってきているが、その扱いについて、無責任に各自治体の判断に任せている。

イ) 非正規滞在者の住民記録について、無責任に自治体の判断に任せている。

③ゆうちょ、各銀行などで、「外登証は今年7月で無効になり、本人確認は在留カードで行う」という誤った法解釈がなされ、外国人に不利益が生じている。

#### ④100自治体にアンケートを送付した。

9月末に最終集計し、自治体交渉に活用。

⑤11月12日－13日、移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）が省庁交渉を予定している。

⑥改定法の附則には3年後の見直しが定められている。

「2015年抜本改正を求める」運動へ

- ・外国人に不利益をもたらす改定法の実態を明らかにしていく。
- ・改定法の問題点を日本社会に訴えていく。各教会で『改定入管法 Q&A』を活用して学習会をしたい。

### 2. 外国人被災者支援センターの活動について

①相談・助言、同行支援活動を拡充していく。とりわけ生活保護、就学支援、在留問題など、切迫した課題に全力で取り組む。

②短期的支援から中長期的支援へと、意識的に移行していく。そのために、現在の南三陸・石巻・福島プログラム、“自治体アンケート調査&面接調査”を進めると共に、移住者の自助組織、地元における

自治体・教会・NPOのネットワーク構築を企画・準備していく。

③教会関係機関・NPO・研究者との連携による政策提言活動を始める。

3. 国際シンポジウム（10月29日－31日）案について詳細を検討した。

名称 「移住民（外国人住民）政策と人権に対する韓日国際シンポジウム」

主題 「多民族・多文化社会を迎えた韓・日・在日教会の宣教課題」

10月30日の「移住民政策の運用とシステムの問題について」の中で、松浦悟郎司教が「増加する移住民と教会の課題」の内容で発題する。

4. 2013年全国協議会・全国集会について内容を検討した。

- ・2013年第27回外キ協全国協議会（企画案）

主題 「東北の被災地から『多民族・多文化共生』を考える」

日時 2013年1月24日（木）17:00－25日（金）21:00

場所 日本基督教団東北教区センター・エマオ（宮城・仙台市）

開催目的

①外国人被災者支援の取り組みから見えてきた課題について協議し、共有する。

②2012年7月から実施された改定法に対する批判と、取り組みについて協議する。

③外キ協運動26年間の到達点を確認し、日本の歴史責任および外国人住民基本法（案）の実現に向けて、キリスト教界の一致した意見と意志を表明する。

- ・外国人住民基本法の制定を求める第27回全国キリスト者集会（企画案）

主題 「多民族・多文化共生への祝福」

日時 2013年1月26日（土）10:00－14:00

## HIV/AIDS デスク

### ■第3回 HIV/AIDS デスク会議

日時 2012年9月5日（水）13:00－16:00

場所 日本カトリック会館 会議室3

出席者 9人

欠席者 1人

#### 報告

1. 新デスク委員の紹介

生島 嗣氏（元委員）の後任として推薦された日本基督教団 三・一教会（神奈川・相模原市）の主任牧師、平良愛香師が今回から新委員として加わった。

2. 第19回国際エイズ会議（7月22日－27日、アメリカ・ワシントンDC）の報告

デスク委員の重久マチ修道女と河野小夜子さんが自主参加。日本からのブース参加はNPO 法人 HIV と人権・情報センター（JHC）のみ。メモリアル・キルトを展示し、折紙を一緒にした。徳永瑞子さん（NGO アフリカ友の会）、川田龍平さん（薬害 AIDS 患者、参議院議員）が発表した。

3. AIDS 文化フォーラム in 横浜（8月3日－5日）の報告

デスク委員の鈴木 真師と藤崎義宣師が、「宗教と AIDS パート 7」でパネリストとして登壇。来場者は延べ3,184人。45の発表と19の展示団体が参加した。

4. AIDS 文化フォーラム in 京都（10月6日－7日）の参加について

10月6日（土）「宗教と AIDS パート 2」に藤崎師がパネリストとして参加の予定。展示会場には河野委員と伊東（事務局）が参加予定。

5. 第3回アジア・太平洋カトリック HIV/AIDS 連合（CAPCHA）総会（9月10日－14日、タイ・バンコク）

の準備状況

1 日目は現地学習。2 日目の午前は前日の分かち合い、午後は各国が 10 分間の発表、3 日目から菊地司教が合流する。

#### 6. デスクの活動について

HIV/AIDS デスクの活動を教えてほしいという要望があり、簡単に活動内容を理解してもらえるような文を作成した。

### 審 議

小冊子『 HIV/AIDS と私たち 2012 』について

#### ①内容検討

AIDS という病気の基礎知識、「HIV」と「AIDS」の説明を 3 行くらいの読みやすい形に入れる。

「日本で HIV/AIDS が増えている危機感からこの小冊子を発行する」という文章も加える。用語や聖書の引用表記を統一し、校正と加筆の締め切りは 9 月 17 日とする。

#### ②「HIV/AIDS に関するアンケート調査」(全国 63 小教区とカトリック学校 19 校で実施)の集計について

1) 中高生、2) 10 代と 20 代と 30 代、3) 40 代以上、の 3 グループに分ける。解釈を分かりやすい文章で載せる。アンケート結果のクロス分析をどのように載せるか次回検討する。

#### ③小冊子の副題

「ひとつの部分が苦しめば、すべての部分がともに苦しむ(コリントの信徒への手紙 1 12・26)」に決定。

#### ④小冊子の表紙とポスター

応募作品の中から 1 枚を選出して、ワシントンの国際エイズ会議で入手した品を賞品とする。

#### ⑤小冊子のカット

10 カット届いているので、その中からふさわしいカットを選んでページに割り付ける。

#### ⑥出版審査会について

10 月 2 日までに出版審査会に申請を出す。入稿は 10 月 10 日(水)の予定。

### 次回日程

2012 年度 第 4 回(第 56 回)デスク会議 2012 年 10 月 3 日(水)10:00-16:00 小冊子の最終確認

2012 年度 第 5 回(第 57 回)デスク会議 2012 年 12 月 5 日(水)13:00-15:00

## 中央協議会事務局

### ■総務

#### 11 月会議予定

4 日(日)	部落差別人権委員会全国会議	ザ・パレスサイドホテル(京都市)
6 日(火) - 7 日(水)	カリタスジャパン全国教区担当者会議	日本カトリック会館
7 日(水)	カリタスジャパン委員会	〃
8 日(木)	常任司教委員会	〃
9 日(金)	正義と平和協議会定例会議	〃
12 日(月)	典礼委員会定例会議	日本カトリック会館
19 日(月) - 20 日(火)	カトリック幼稚園設置者・理事長・園長研修会	東京ガーデンパレス(東京・文京区)
20 日(火)	カリタスジャパン啓発部会	日本カトリック会館
27 日(火)	第 136 回学校教育委員会	〃

---

## 〈会報 2012 年 11 月号 公文書〉

### 「2012 年世界宣教の日」 教皇メッセージ

(10 月 21 日)

「真理のことばを輝かすよう招かれて」  
(教皇ベネディクト十六世自発教令『信仰の門』6)

親愛なる兄弟姉妹の皆様

今年、世界宣教の日を祝うことには極めて特別な意味があります。第二バチカン公会議開幕 50 周年であると同時に「信仰年」が開催され、新しい福音宣教をテーマとしたシノドスが開かれる年にあたり、地上の隅々にまで福音を伝えるために、諸民族への宣教 (*missio ad gentes*) にさらに勇気をもって情熱を傾けたいという教会の願いが再確認されるのです。

世界中から司教が参加した第二バチカン公会議は、教会の普遍性の真に輝かしいしるしでした。初めて、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、オセアニアから非常に多くの公会議教父を迎え入れたのです。非キリスト者のもとに宣教者として派遣された司教や地元出身の司教が、共同体の司牧者として、あらゆる大陸における教会の姿を公会議に示し、当時「第三世界」と呼ばれていた地域の複雑な状況を説明しました。彼らは、若く発展しつつある教会の司牧者としての経験によって豊かにされ、また神の国を広める情熱に動かされ、諸民族に福音を告げ知らせる必要性と緊急性の再確認に大きく寄与しました。それにより、宣教者であるという教会の本質を教会論の中心に位置づけることに大いに貢献したのです。

宣教者である教会とは

この視点は、まさに現代にもあてはまります。それは、豊富な神学的、司牧的考察を経てきましたが、キリストを知らない人が増えたことにより、新たな緊急性を帯びています。福者ヨハネ・パウロ二世は、その回勅『救い主の使命』の中で、変わることをない宣教の使命について「キリストを待ち望んでいる人はいまだに数多くいます」と述べ、さらに続けました。「わたしたちと同様に、キリストの御血によってあがなわれながら、神の愛を知らずに生きている何百万人の兄弟姉妹がいることを考えるなら、落ち着いてはいられません」(86)。「信仰年」を発表するにあたり、わたしも記しました。「かつてと同じように今も、キリストは、世の至るところで、地上のすべての民にご自身の福音を告げるよう、わたしたちを遣わします」(自発教令『信仰の門』7)。使徒的勸告『福音宣教』の中で、神のしもべパウロ六世が述べているように、福音を告げ知らせることは、「教会にとって、随意に選ぶことのできる、してもしなくてもよいといったことではありません。人々が信じ救われるため、主イエスの命令によって、教会がしなければならない義務であります。このメッセージはまさになくてはならないもの、唯一のもの、かけがえのないものです」(5)。したがって、わたしたちは、初期キリスト教共同体のような使徒的情熱を取り戻す必要があります。初期キリスト教共同体は、たとえ小さく無防備でも、自ら告げ知らせ、あかしすることを通して、当時、知られていた世界に福音を広めることができたのです。

したがって、第二バチカン公会議とそれに続く教会の教導権が宣教の使命をとりわけ強調するのも不思議ではありません。司教、司祭、助祭、男女修道者、信徒などすべての神の民は、キリストがご自分の弟子に

託した宣教の使命のために尽くさなければなりません。世界のあらゆるところで福音を告げ知らせるのは主に司教の責務です。司教団の一員として、また部分教会の司牧者として、司教は世界における福音宣教の責任を直接担います。司教は、まさに「単に一教区のためばかりでなく、全世界の救いのためにも祝聖されたのです」(教皇ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の使命』63)。司教は、「新しい弟子たちをキリストへ導く信仰の伝達者」(『教会の宣教活動に関する教令』20 参照)であり、「神の民の宣教に対する精神と熱意を現存させ、あたかも目に見えるものとしします。こうして教区全体が宣教的なものとなるのです」(同 38)。

### 福音宣教の重要性

したがって、福音を伝える使命とは、司牧者が自らの司牧的配慮を向けるようゆだねられた一部の神の民に注意を払ったり、司祭や信徒を派遣宣教者 (**fidei donum**) として送ったりすることだけではありません。部分教会のあらゆる活動と部門、つまりその全存在と働きのすべてがこの使命とかかわらなければなりません。第二バチカン公会議はこの点を明確に指摘し、それに続く教導権はそれを強く再確認しました。とりわけ、刻々と変化する現代社会にあっては、生活様式、司牧計画、教区組織が、教会のこの基本的側面につねに適応していかなければなりません。修道会、使徒的生活の会、教会活動も同様です。すなわち、キリストが至るところで告げ知らされるために、教会という大きなモザイク画のすべての部分が、福音を伝えなさいという主の命令に厳しく問われていると感じなければならぬのです。わたしたち司牧者、修道者、そしてすべてのキリスト者は、「異邦人のためにキリスト・イエスの囚人となって」(エフェソ 3・1)、異邦人に福音を伝えるために働き、労苦し、闘った(コロサイ 1・24-29 参照)使徒パウロの足跡をたどるべきです。パウロは、キリストのメッセージを告げ知らせるために、力と時間と手段を惜しまず費やしたのです。

現代においても、諸民族への宣教は、あらゆる教会の試みにおける不変の展望と枠組みとならなければなりません。なぜなら、教会独自のアイデンティティーは、わたしたちに救いをもたらすためにキリストのうちにご自分を啓示される神の神秘への信仰と、キリストが来られるまで世界にキリストをあかしし告げ知らせるという使命によって形づくられるからです。宣教における「協力は、経済的援助だけではなく直接それに参加するという新しいかたちを含みます」(教皇ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の使命』82)。こうした認識を持ちながら、わたしたちは遠く離れている人々、キリストをまだ知らない人々、神の父性をまだ経験していない人々に、聖パウロのように目を向けなければなりません。「信仰年」の開催と新しい福音宣教をテーマとするシノドスは、とりわけこの新しいかたちにおいて、宣教協力を再開するためのよい機会となるでしょう。

### 信仰と告知

キリストを告げ知らせる情熱に促されて歴史を読み取るとき、わたしたちは、人類の問題、願望、希望は、キリストによっていやされ、清くされ、その存在によって満たされなければならないということに気づきます。キリストのメッセージはどの時代にもふさわしく、歴史の真髄に分け入り、人間一人ひとりの根底にある不安にこたえることができます。したがって、教会のすべてのメンバーは次のことを意識しなければなりません。「教会が宣教を行う広大な範囲と、現代の状況の複雑さは、神のことばを効果的に伝えるための新しい方法を要求します」(教皇ベネディクト十六世使徒的勸告『主のことば』97)。「とくに人類が現在経験している深刻な変化の時代にあって」(教皇ベネディクト十六世自発教令『信仰の門』8)は、何よりもまず、個人としても共同体としても、イエス・キリストの福音に対する信仰を新たにする必要があります。

実際、福音宣教を推進するうえでの妨げの一つとして、西欧諸国だけでなく人類の大半が信仰の危機にあることが挙げられます。人間はそれでも神に飢え渴きます。そして、ヤコブの井戸に行ってキリストと話したサマリアの女のように、いのちのパンと生きた水のもとに招かれなければなりません。福音記者ヨハネが詳細に描いているように、この女の話はとりわけ意味深いものです(ヨハネ 4・1-30 参照)。女はキリストと出会い、キリストは彼女に水を求めます。そして、キリストは永遠に渴きをいやす新しい水のことを語ります。女は最初、物質的なレベルにとどまっていたために、それを理解できませんでした。しかし、徐々に主によって信仰の旅路へと導かれ、キリストがメシアであると気づきます。聖アウグスチヌスはこの話について語り、「主イエスをその心に受け入れた後、女は水瓶を放り出し、ひたすら福音を知らせようと村に

走って行く以外に、何ができたでしょう」(『説教』15・30 参照)。

今も生きておられ、心の渇きを潤してくださるキリストとの出会いは、すべての人がその喜びを体験できるようにするために、キリストがおられることの喜びを他者と分かち合い、キリストを告げ知らせたいという願いを生じさせずにはおきません。古くからキリスト教の伝統を持ちながら、神とのかかわりを失いつつある信仰共同体や国家において、福音宣教を新たに推進させ、人々が信じる喜びを再び見いだせるようにするためには、信仰を伝える情熱を新たにする必要があります。福音宣教への配慮は、教会活動やキリスト者一人ひとりの生活の末端にあってはなりません。むしろ、それは、キリスト者は福音の受け取り手であると同時に伝え手であるという意識のもとにしっかりと位置づけられなければなりません。告げ知らせることの核心はいつも同じです。それは、世の救いのために死んで復活したキリストの告知(Kerygma)であり、全人類への絶対的、全面的な神の愛の告知です。この愛は、永遠の御ひとり子、イエスをお遣わしになったことで頂点に達します。主イエスは、わたしたち人間本性の貧しさを進んで引き受け、それを愛し、十字架上で自らを捧げるにより罪と死からあがっていただきました。

神を信じること、キリストのうちにもたらされるこの愛の計画を信じることは、まさにたまものと神秘にほかなりません。わたしたちは、それを心と生活において受け入れ、つねに主に感謝しなければなりません。しかし、信仰は分かち合うために与えられたたまものであり、実りをもたらすために受けた力です。信仰はまた、決して遮られることなく家中を照らす光とならなければなりません。わたしたちの人生におけるもっとも大切なたまものである信仰を、自分だけのもとにとどめておくことはできません。

#### 告知は愛となる

使徒パウロはいいます。「福音を告げ知らせないなら、わたしは不幸なのです」(一コリント9・16)。このことばは、全世界のあらゆるキリスト者、キリスト教共同体に力強く響きます。宣教地の教会は、そのほとんどが歴史も浅く、まだ宣教師を必要としています。そこにも、宣教師としての自覚がもともと存在しています。世界中の多くの司祭、修道者、そして多数の信徒が、ときには家族全員で母国と地域の共同体を離れ、他の教会に行き、人類の救いの源であるキリストの名をあかしし、告げ知らせています。これは、教会の間の深い交わり、分かち合い、愛の表れです。こうして、すべての人が、救いをもたらす告知を聞いたり聞き直したり、真のいのちの源である秘跡に近づいたりすることができるのです。

信仰のこの崇高なしるしは愛となります。このしるしとともに、わたしは、世界中の教会の普遍的使命への協力機関である教皇庁宣教授助事業を思い起こし、感謝の意を表します。彼らの働きを通して、福音宣教は、隣人を助け、貧しい人に正義をもたらし、辺境の村に教育の可能性を与え、孤立した地域に医療支援を提供し、貧困から人々を解放し、社会から取り残された人々の復帰を助け、諸国民の発展を支援し、民族の分裂を克服し、いのちをそのあらゆる段階において尊重するものともなるのです。

親愛なる兄弟姉妹の皆様。わたしは、諸民族への福音宣教の使命と、とりわけその働き手の上に聖霊が働くようお願い求めます。神の恵みによって、福音宣教が世界の歴史の中で確固たる進展をとげられますように。福者ジョン・ヘンリー・ニューマンとともに祈りたいと思います。「主よ、宣教の地に赴くあなたの宣教師に寄り添い、彼らの口に正しいことばを授け、彼らの働きを実りあるものとしてください」。教会の母であり、福音宣教の星であるおとめマリアが、すべての福音宣教師に寄り添ってくださいますように。

バチカンにて

2012年1月6日 主の公現の祭日

教皇ベネディクト十六世

(教皇庁宣教授助事業・日本事務担当訳)

## 「福島差別を危惧するアピール」英語版

### An Appeal against the Discrimination toward Fukushima

The Fukushima Daiichi Nuclear Plant Disaster emitted 168 times as much radioactive material as the atomic bomb dropped on Hiroshima. This radioactive material has caused serious damage to neighboring prefectures by emitting high doses of radiation. Considering the fact that we have enjoyed a high energy-consuming lifestyle until now, I believe the latest radioactive damage should be addressed not only by residents in and around Fukushima prefecture, but Japan as a whole.

In Fukuoka city of Kyushu region, a “Fukushima Oen Shop”, which planned to sell goods delivered directly from Fukushima, had to cancel its opening of September, 2011. This was due to objections by e-mail and telephone demanding, “Do not bring radiation from Fukushima into Kyushu”. In addition, residents of Nisshin city in Ehime prefecture protested against setting off fireworks made in Fukushima. Moreover, it was reported in October that the construction of a bridge in Kawachinagano city of Osaka prefecture was suspended because there were some concerns that bridge girders made in Fukushima could be harmful. These are examples of how moves to avoid products from Fukushima have taken place repeatedly.

Let us consider the Gozan-no-Okuribi Festival in Kyoto. In preparing for this festival, the use of firewood from pine trees of an afflicted region, Rikuzentakata city of Iwate prefecture, was refused twice in August. That was due to the objection that the firewood must not be used as long as any dose of radiation was measured. Out of fear for invisible radiation and its proliferation, people crushed the afflicted persons’ desire to pray for the repose of the victims. An extremely deplorable division between peoples is apparent in this incident.

Under the myth of security, information has been completely hidden or controlled, so that citizens are prevented from knowing the risk of nuclear power generation and the realities of nuclear accidents. Because of this, such exclusion and division have emerged. As radioactive contamination spreads, exclusion and discrimination are similarly spreading by means of hatred and avoidance. In order to overcome this situation, we should accept the reality that our living conditions have completely changed after the nuclear accident of March 11, 2011, and we are exposed to radiation on a daily basis. I believe it is necessary for us to learn how to live in such a reality.

The boycott of products and people from Fukushima does not lead to overcoming this situation. This issue of the latest nuclear accident is not limited to Fukushima prefecture and neighboring areas alone, but involves all of us in Japan. Now is the time for all of us in Japan to foster solidarity with the people of Fukushima and share their pain. At the same time, it is necessary to minimize the risk of exposure to radiation for children, the unborn and young people who are the hope for the future.

On September 30, 2011, the Japanese government decided that the emergency evacuation preparation zone between 20 and 30 kilometer away from the Fukushima Daiichi Nuclear Plant was no longer necessary. Therefore it became possible for 26,000 residents of five cities and villages including Minami-soma city to return to their hometowns. The reason for the lifting of the zone was that the annual radiation exposure level was 20 millisieverts or under in that area, so it was very unlikely that emergency situations would arise in the future. It was intended that once the government made the decision, people could go back to their hometowns with confidence in that decision. However, many people criticized the figure of 20 millisieverts, so the government started to reexamine it. This demonstrates that the government does not show the utmost respect for human lives.

The situation will never improve by rejecting Fukushima. Only by accepting and being close

to and showing solidarity with the people of Fukushima who return in anguish to their hometowns with such high doses of radiation, can we find the way we should choose. What we ought to reject is not Fukushima, but our exclusion and discrimination, which are the obstacles to solidarity with people in Fukushima. We must also reject nuclear policies that have brought about these circumstances.

Nuclear plants are built on the premise that urban areas are inappropriate for nuclear plants, which is based on discrimination against rural areas. During construction, plants divide local residents into supporters and opponents, destroying communal relations. Once plants start operating, a huge number of workers are exposed to radiation, and a tremendous amount of radioactive fallout called “death ash” is generated continuously. The total amount of death ash generated by 54 nuclear power plants in Japan is 1.2 million times as much as the atomic bomb dropped on Hiroshima. Therefore, nuclear plants place a tremendous burden on humanity from the process of mining uranium all the way to managing nuclear waste. In particular, high-level radioactive waste is extremely hazardous material, which must be kept isolated from living environments for a million years. This waste goes beyond the bounds of human control in all senses.

We, the Committee against *BURAKU* Discrimination through Human-Rights Approaches, appeal that children from Fukushima not be discriminated against at evacuation sites, and not suffer marriage discrimination in the future.

December 22, 2011

Martin Tetsuo Hiraga, Bishop of Sendai  
Chairman

Committee against *BURAKU* Discrimination through Human-Rights Approaches

---

列聖列福特別委員会委員長メッセージ 英語版

**On the Occasion of the 150th Anniversary of the Canonization  
of the 26 Martyrs of Japan and the Resumption of Missionary Activities**

It has been exactly 150 years since the 26 Martyrs of Japan, who were also called “Paul Miki and Companions”, were canonized on June 8, 1862 by Blessed Pope Pius IX (1). They were martyred on February 5, 1597 at Nishizaka, Nagasaki. It also marks the 150<sup>th</sup> anniversary of the construction of a church in Yokohama on January 12, 1862 and the resumption of missionary activities.

**The Resumption of Missionary Activities in Japan**

1. The Apostolic Vicariate of Japan was created anew and Bp. Forcade was appointed as the first Apostolic Vicar for the resumed mission.

In 1588, during the era of Kirishitan (early Japanese Christians), Pope Sixtus V established the diocese of Funai (currently called Oita) for the first time in Japan. Although Bp. Morales had been appointed as the first bishop, Bp. Martins was the first bishop who actually arrived in Japan in 1596. However, Japan closed itself off from the rest of the world due to the strict anti-Christian policy of the Shogunate.

From the middle of the 19<sup>th</sup> century, the motivation for sending missionaries anew to Japan arose in France. Pope Pius IX, who was concerned about the mission in Japan, entrusted it to the Paris Foreign Missions Society in 1846. Although Fr. Forcade of the same Society was appointed and sent as the first Apostolic Vicar of Japan, he could not enter Japan due to the Anti-Christian Edicts. Therefore he had to remain installed in Hong Kong (2).

2. Yokohama Tenshudo (church) was built and missionary activities were resumed.

As soon as the national isolation policy was practically lifted in 1858, Fr. Girald landed in Yokohama as the chaplain for the French Consulate of Edo (3). In 1862, Yokohama Tenshudo was built and missionary activities were resumed. In addition, the 26 Martyrs of Japan were canonized in Rome by Pope Pius IX on June 8 of the same year.

3. The discovery of the Hidden Christians

Oura Catholic Church, the church of 26 Martyrs, was built in Nagasaki on December 29, 1864. The dedication of the church was conducted on February 19, 1865, and Fr. Petitjean, who had completed the construction of the church with Fr. Furet, became the first pastor. One month later, on March 17, a group of hidden Christians of Urakami village visited the church, which was called “Furansudera (French temple)” at that time, and confessed their faith. In this way, the Hidden Christians were discovered. This news was conveyed to the world with profound astonishment as the discovery of the Hidden Christians who had been enduring persecution for 250 years. Fr. Petitjean was ordained Bishop one year later.

### **The meaning of the 150<sup>th</sup> anniversary of the resumption of missionary activities**

The 26 Martyrs of Japan who were martyred 415 years ago, as well as the Hidden Christians who passed on their faith continuously from generation to generation for 250 years under the Anti-Christian Edicts, witnessed their Christian faith at the risk of their own lives. Even after missionaries had entered Japan again, the faithful were severely persecuted anew and many of them lost their lives for their faith. Although we received the blessing of the beatification of Fr. Peter Kibe and 187 Martyrs three years ago, we must not forget that we have the same blood and faith as theirs while living in the modern world. As Blessed Pope John Paul II said during his visit to Japan, the foundation of the Church in Japan is the blood of martyrs.

I would like to pay close attention to the fact that 150 years ago the Church in France and other countries in the world prayed together for the Church in Japan, a remote island nation in the east. In the same year that missionaries started to enter Japan, Pope Pius IX canonized the 26 Martyrs of Japan, and appealed to the world to pray for Christians in Japan. Responding to this, priests of the Paris Foreign Missions Society and young sisters from the Sisters of the Infant Jesus (Nicolas Barre), the Congregation of the Infant Jesus of Chauffailles, and the Congregation of Sisters of St. Paul of Chartres started to evangelize Japan where the Anti-Christian Edicts had just been lifted and the situation was still severe. Missionaries from the rest of the world followed in their footsteps.

On the occasion of this memorable year, let us, as the Church in Japan, reflect on the amazing history of salvation that God prepared for Japan. We would also like to turn our eyes to and have a sense of gratitude for the Church in the world which has been praying for our country. The Church in Japan has been connected to the Church around the world from the outset.

Pope Benedict XVI will declare the opening of the Year of Faith this October. It is the time for us to confirm the history of the Church in Japan and reflect anew on future evangelization on the occasion of the 150<sup>th</sup> anniversary of the resumption of missionary activities. Inheriting the spirit of the Second Vatican Council (1962~1965) and the National Incentive Convention on

Evangelization (NICE in 1987 and 1993), let us make proper preparations for the Year of Faith to promote evangelization anew in Japan.

February 5, 2012  
Feast of Paul Miki and Companions

Chairman of the Special Committee for Promoting Canonization and Beatification  
Bishop Paul Yoshinao Otsuka

#### Notes

- (1) The activities to promote the canonization of 26 Martyrs were initiated less than 10 years after their martyrdom. In an archive in Pastrana, Spain, there is a document in which Peter Gensuke Kano and 11 other representatives of the faithful in Osaka and Kyoto solicited the Pope for the canonization of the 26 Martyrs of Japan on January 26, 1604. Although the move to promote the canonization of these martyrs was initiated immediately in Europe, it was suspended because information from Japan became unavailable due to the Anti-Christian Edicts, including the deportation of missionaries. The 26 Martyrs of Japan were beatified in 1627 and 1629 afterward in Rome.
- (2) Fr. Forcade was ordained Bishop as Titular Bishop of Samos and Apostolic Vicar of Japan on February 21, 1847 in Hong Kong by Bishop Rizzolati, Apostolic Vicar of Houkouang. He was appointed Apostolic Vicar of Hong Kong in 1848. He became sick in 1849 and returned to France in 1850. After leaving the Paris Foreign Missions Society, he became the bishop of Guadeloupe diocese, Nevers diocese and Aix archdiocese successively. He passed away on September 12, 1885. He attended the canonization ceremony in Rome despite the disapproval of the French government. The Apostolic Vicariate of Japan was divided into Northern and Southern Vicariates in 1876. Bishop Forcade sent Bishop Osouf to the Northern Vicariate after ordaining him Bishop. He also created an opportunity for the Sisters of Charity and Christian Instruction of Nevers to come to Japan. In addition, he recommended St. Bernadette to become a member of the Congregation.
- (3) In 1858, the Edo Shogunate signed trade agreements with five countries: the United States, the Netherlands, Russia, Britain and France. The Shogunate allowed churches to be built only within foreign settlements.

カトリック中央協議会 「会報」 2012年11月号 (通巻496号)

発行日 2012年10月20日

発行 宗教法人カトリック中央協議会 <http://www.cbcj.catholic.jp>

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 電話 03-5632-4411 Fax 03-5632-4457